

## 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行状況について

### 1 制度概要等

#### (1) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の概要

- 経緯

使用済小型電子機器等に含まれる有用金属等の相当部分が回収されずに廃棄されている状況にあったことから、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的とし、制定（平成 25 年 4 月 1 日施行）。

- 概要

使用済小型電子機器等の再資源化事業を行おうとする者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とし、使用済小型電子機器等の再資源化の促進を図る。

- 対象品目

携帯電話端末、PHS 端末をはじめとする 28 分類（政令により指定）。

家電リサイクル法が対象とする 4 品目を除き、一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具については、ほぼ全ての品目が対象。

#### (2) 認定事業者の認定状況

主務大臣による再資源化事業計画の認定を受けた事業者（認定事業者）は、平成 29 年 4 月 1 日時点で 49 事業者であり、そのうち、神奈川県の区域を収集区域とするものは 14 事業者。

### 2 県内市町村の取組状況

#### (1) 分別収集の実施状況

（H29. 4. 1 時点）

実施状況	市 町 村 名	
実施中	30	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町
時期未定	1	清川村
実施しない	2	綾瀬市、葉山町

## (2) 回収量・引渡量の状況

年度	回収量(kg)	引渡量(kg)	引渡価格(円)
H25年度	298, 371. 83	296, 628. 29	5, 800, 669
H26年度	1, 001, 755. 19	996, 116. 52	18, 427, 043
H27年度	1, 409, 993. 21	1, 404, 553. 57	14, 560, 337
H28年度	1, 044, 755. 63	1, 290, 223. 00	14, 282, 459

## 3 課題

### (1) 実施市町村の拡大

平成 28 年 4 月現在、分別収集を実施していない市町村があるため、既に実施している市町村のノウハウ等の情報提供を行うなど、取組を促進する必要がある。

### (2) 回収量の確保

効率的に収集とリサイクルを実施するためには、回収量を確保することが重要であるため、引き続き回収量の増加に向けた取組を行う必要がある。

### (3) 市町村財政負担の軽減

回収量の増加を図っていくためには、ボックス回収のみでは限界があるため、ピックアップ回収等の方法による取組を進める必要があるが、人件費等のランニングコストが増大することとなる。

また、初期費用に対する支援となっている実証事業については、平成 27 年度をもって終了したため、市町村の財政負担の軽減を図る必要がある。

### (4) 住民の認知度の向上

平成 26 年 12 月に環境省が実施した「消費者意識についてのアンケート調査」の結果によると、小型家電リサイクル法の認知度は、約 35% となっており、より一層の向上が求められる。

### (5) 福祉との連携による小型家電リサイクルの取組の促進

効率的なリサイクルと障害者社会参加促進のため、引き続き福祉との連携による小型家電リサイクルの取組を促進する必要がある。

## 4 今後の取組

- (1) 未実施市町村に対し、分別収集の実施を促す。
- (2) 市町村への財政支援については、引き続き国に働きかけていく。
- (3) 引き続き県ホームページでの周知を行う。
- (4) 福祉との連携による小型家電リサイクルの取組の促進については、平成 27 年 5 月策定のガイドラインを引き続き県ホームページで周知していく。

## 概要

## ○都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクトについて

東京2020大会で使用する約5,000個の入賞メダルの原材料に、携帯電話等の使用済小型電子機器（以下、「小型家電」）から抽出されるリサイクル金属を用いるプロジェクト。

## ○環境省の見解

- ・日本のリサイクルの取組を国際的にアピールするとともに、埋立てられている小型家電をリサイクルする制度の普及や回収率の向上に繋がる上で、大変に有意義。
- ・大会組織委員会の審査を経て選定された事業者が自治体とも連携することにより、日本全国の全ての国民の参加を得て、小型家電がリサイクルメダルとなり、オリンピック後も循環型社会として定着することを期待し、全力で協力していく。

## 取組方法



小型家電をメダルプロジェクトに参加表明している市町村が設置したボックス等に投入するか認定事業者に直接引き渡す（宅配等）。

回収した小型家電をメダルプロジェクトに協力している認定事業者に引き渡す。

メダルプロジェクトとして回収した小型家電が確実にメダルになるように徹底管理し、リサイクルする。

※現状ピックアップ回収は認められていない

## 実施状況

## ○実施期間

平成29年4月1日～平成31年春頃まで  
(メダルの原材料が確保できた時点で終了)

## ○協力認定事業者数

全49社中46社  
うち幹事会社3社

## 県内の取組状況

## ○県の取組

平成29年4月1日から参加  
・情報収集や広報により市町村をサポートしていく。

## ○市町村の取組

平成29年6月28時点で18市町が参加済  
(全国では約800自治体が参加済)